

妊婦への交通系 I C カード交付事業 よくある質問

質問	回答
他市で、例えば蕨市で I C カードを既に交付され、その後川口市に転入してきた場合も交付してもらえますか？	各市での取り組みなので、川口市に転入してきたのであれば、川口市の事業として交付します。
本人以外が妊娠届を出した場合、I C カードは交付可能ですか？	本人以外が届出をしても、郵送先は妊婦の住民登録地に送付するため、交付可能です。
I C カードを紛失した場合は再交付してもらえますか？	I C カードの交付は 1 人につき 1 回限りとし、再交付は行いません。
届いた I C カードが破損していました。どうすればよいですか？	地域保健センターからお渡しできるのは 1 人につき 1 回のみとなります。ただし、簡易書留については損害賠償制度があり、簡易書留の亡失・き損については 5 万円を限度とする実損額が賠償される場合があります。詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせいただくようお願いいたします。
川口市外でも利用できますか？	妊婦健診等の移動の際の交通費等に利用していただくのが目的であるため、市外でも利用可能です。
I C カードはどのような形で送られてきますか？	簡易書留で郵送します。受け取れなかった場合は、不在票をご確認いただき郵便局あてに再配達のご依頼をお願いします。郵便局で 7 日間保管されたあと、郵便物は地域保健センターに返送されます。
交付までどのくらいかかりますか？	申請から 3 か月程度で交付します。
妊婦の住民登録地以外にも送付してもらえますか？	原則は住民登録地に送付しますが、DV や里帰り先にいる場合等、正当な理由があればご希望の住所に送付します。
引っ越しの予定がありますが、転居先の住所がわからない・決まっていません。どうすればよいですか？	妊娠届出書・再交付申請書の「I C カード送付先住所」が記載されていない場合は、申請時点での住民登録地（川口市）の住所に I C カードをお送りします。郵便局に転居届を出されている場合は、転居先の住所に転送されます。また、転居先の住所がわかり次第地域保健センターにご連絡をいただければ、転居先の住所に直接郵送します。